

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	林業種苗法	根拠条項	資料番号	10	担当課	森林整備課
			19	不利益処分の種類	表示義務等の違反に対する是正命令	
<p>林業種苗法(昭和45年5月22日 法律第89号)</p> <p>(表示義務違反に対する是正命令)</p> <p>第19条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第1項若しくは第2項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票(以下「表示票」と総称する。)を添附せず若しくは同条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の書面(以下「表示書」という。)を交付しないで種苗を配布し、又は同条第3項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。</p> <p>(生産事業者及び配布事業者の表示義務等)</p> <p>第18条 生産事業者は、その採取又は育成に係る種苗を配布するときは、農林水産省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものあっては、各荷口又は各箇。次項において同じ。)に次に掲げる事項を表示した生産事業者表示票を添附しなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合において、これらの事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りではない。</p> <p>一 生産事業者表示票という文字</p> <p>二 種苗の樹種</p> <p>三 生産事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 種穂にあってはその採取の場所及び採取した樹木が指定採取源である場合にはその種別(その場所及びその種別が判明しない場合には、その旨) 苗木にあってはその苗木に係る種穂の採取の場所及び採取した樹木が指定採取源である場合にはその種別並びにその苗木の育成の場所(これらの場所及びその種別が判明しない場合には、その旨)</p> <p>五 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>2 配布事業者は、種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき、又は生産事業者表示票の添附されていない種苗を配布するときは、農林水産省の定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部に次に掲げる事項を表示した配布事業者表示票を添附しなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合において、これらの事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。</p> <p>一 配布事業者表示票という文字</p> <p>二 配布事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 前項第2号から第5号までに掲げる事項(生産事業者表示票の添附されていない種苗を配布する場合においてこれらの事項が判明しないときは、その旨)</p> <p>3 生産事業者表示票又は配布事業者表示票には、第1項各号又は前項各号に掲げる事項、商標及び商号、荷口番号及び出荷年月日その他農林水産省令で定める事項以外の事項を表示し、又は虚偽の表示をしてはならない。第1項ただし書及び前項ただし書の書面についても、同様とする。</p>						